

令和6年8月17日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
中 尾 正 俊
(公印省略)

令和6年度地域支援事業実施要綱等の改正点について、
「市町村向け介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き」
について（周知）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。
本通知は、今般、地域支援事業の当該実施要綱等の一部が改正された旨をお知らせ
するものです。

主な改正点として、「地域支援事業の実施について」、「介護予防・日常生活支援総合
事業のガイドラインについて」では、法令改正により本年4月1日から適用される、
総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化等について反映されてお
り、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介
護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」では、介護予防ケアマネ
ジメント計画の策定業務以外の、介護予防ケアマネジメントに含まれる業務範囲が明
確化されているとのことです。また、「地域包括支援センターの設置運営について」で
は、改正法により、地域包括支援センターが行う総合相談支援事業について、その一
部を委託可能となることにあわせ、一部委託できる者や要件等が規定されているとの
ことです。

各通知の改正通知（新旧対照表）及び改正後全文につきましては、日本医師会メン
バーズルーム、厚生労働省ホームページに掲載されています。

- ・ 日本医師会メンバーズルーム
<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/chiikishien/>
- ・ 厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

なお、「地域支援事業交付金交付要綱」についても一部改正が予定されており、準備
が整い次第発出するとのことです。

また、自治体向けに「市町村向け介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するた
めの手引き」が作成されたとのことです。

- ・ 市町村向け介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_04.pdf

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い
申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1299

令和6年度地域支援事業実施要綱等の改正点について、「市町村向け介護予防ケ
アマネジメントを効果的に推進するための手引き」について（周知）

(令6.8.5 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課 吉田
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737